

## 渋谷区立西原小学校 「学校いじめ防止基本方針」

### 1. 目 標

学校の教育目標のうち、重点目標である「実行する子ども」を育て、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）等の法令のもと、学校全体で迅速かつ組織的に対応できる環境・体制をつくり、学校でのいじめを未然に防止し、児童の安全で安心できる学校生活を確保することを目指す。

※「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはいけない。

### 3. 基本方針

未然防止を最優先事項とする。万が一いじめがあった場合には、以下の手順で対応する。

未然防止 ⇒ 早期発見 ⇒ 事実確認 ⇒ 早期対応 ⇒ 重大事態への対処

※重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（推進法第28条）をいう。また「（欠席の）相当の期間」とは、「年間30日を目安とする」（「いじめ防止のための基本的な方針」（文科省））を基本とする。

※児童等の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、重大事態が発生したものととして教育委員会を通じて区長に報告し、「いじめ重大事態」として調査に当たる。

※教育委員会、保護者、地域住民、関係機関等との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題解決に取り組む。

※児童が自分たちの問題として主体的に捉えられるよう、代表委員会のいじめ防止に向けた取組を推進する。

### 4. いじめ防止推進委員会

上記目標を達成するため、「いじめ防止推進委員会」（以下委員会）を設ける。

#### （1）構成員

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SC）、学年主任、  
その他校長が必要と認める者（随時）

#### （2）会の開催

原則月に1回会をもつ。ただし、必要に応じて臨時に会をもつ。

## 5. 主な取組

### (1) 未然防止

- 道徳教育、人権教育、体験活動等の充実、授業規律等を通じて、思いやりの心の育成や規範意識の醸成を図る。
- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、見直しを行う。
- いじめ防止のための校内研修会を年3回（4月、夏季休業中、冬季休業前）開く。
- いじめ防止のための授業を全学級年3回（以上）行う。
- いじめを自分の問題として捉え、いじめ防止について主体的に考え、行動できるような取組の推進を図る。
- 学校だより、ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」の内容等を周知する。（保護者の理解と協力）
- 「SOS の出し方に関する教育」に関する授業を4年生で1回実施する。

### (2) 早期発見

- 児童へのアンケートを年5回（6月、9月、11月、1月、3月）行う。
- OSCによる全員面接（5年生）を計画し、実施（5月～7月）する。
- 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集。
- 「児童個人面談」を年2回（6月～、10月下旬～ の各約1ヶ月間）行う。
- 全教職員がいつでも相談に応じる教育相談体制の充実。

### (3) 事実確認

- いじめ防止推進委員会において、教職員が役割分担をし、事実確認の方策を協議、関係児童等への聞き取りやアンケート等で、事実詳細の確認。※アンケートは原則3年間保管。卒業後も3年間保管。
- いじめ防止推進委員会において、情報共有、いじめの解決に向けた対応方針を決定。記録を残し、保管する。
- 確認した事実関係と今後の対応方針については、関係する保護者と共有する。

### (4) 早期対応

- いじめ防止推進委員会において決定した対応方針に基づき、組織的に対応する。
- いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童等を指導する。
- 必要に応じて、関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。

### (5) 重大事態への対処

- いじめ防止推進委員会が重大事態に迅速に対処する。校長が必要と認める場合は、関係機関の職員、専門家等をメンバーに加えることができる。
- 重大事態の発生後、教育委員会を通じて区長に報告する。
- 重大事態に係る調査を行った結果は教育委員会に報告し、いじめを受けた児童等や保護者に対して、事実関係等その他に必要な情報を提供する。

## 6. その他

一人一人の教職員は、自分が担任・担当する学級・学年等にかかわらず、児童生徒の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でも、その日のうちに、委員会に報告する。

平成27年11月策定

令和8年3月改訂